

赤穂市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月31日

赤穂市長

岸 禮 正 統

赤穂市条例第27号

赤穂市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

赤穂市病院事業の設置等に関する条例（平成18年赤穂市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

赤穂市民病院	赤穂市中広1090番地
赤穂市民病院西部診療所	赤穂市新田1011番地1
赤穂市民病院高雄診療所	赤穂市高雄2143番地1
赤穂市民病院福浦診療所	赤穂市福浦1948番地
赤穂市民病院有年診療所	赤穂市東有年650番地

」を

「

公立赤穂中央市民病院	赤穂市中広1090番地
赤穂市高雄診療所	赤穂市高雄2143番地1
赤穂市福浦診療所	赤穂市福浦1948番地
赤穂市有年診療所	赤穂市東有年650番地

」に改める。

第3条及び第4条を次のように改める。

第3条及び第4条 削除

第5条第1項中「発揮するとともに」の次に「、救急、小児、周産期、感染症、災害時及びへき地の政策医療を確実に実施し」を加え、同条第2項の表中「赤穂市民病院」を「公立赤穂中央市民病院」に、「第70条第1項及び第2項」を「第6条の6第1項」に、「管理者」を「市長」に改める。

第6条中「法」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」に改める。

第10条第1項中「管理者」を「市長」に、「市長に提出」を「作成」に改め、同条第2項中「提出」を「作成」に改め、同項第3号中「管理者」を「市長」に改め、同条第3項中「管理者」を「市長」に改める。

第16条中「管理者」を「市長」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第5条第2項の表の改正規定（「第70条第1項及び第2項」を「第6条の6第1項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に病院事業管理者（以下「管理者」という。）が行った処分その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に管理者に対して行われた請求その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することになる事務に係るものは、市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行われた請求その他の行為とみなす。